

福マネット

<発行日>
平成26年10月1日

第9号

「福マネット」とは「福島のカマナジャーのネットワークを深めていこう!」という思いが込められています。

巻頭言



一般社団法人 福島県介護支援専門員協会 副会長

菊地 健治

(ハーモニーみどりヶ丘施設長)

会員の皆様には、日々利用者の介護支援のために、活躍されていることと思います。

今年は介護保険制度改正の前年ということで、様々な変化を求められる準備の年となっていますが、まだまだ詳細は見えてこないこともあり、情報を得てはいろいろと考えさせられています。

さて、今回の診療報酬改定に伴い、入院患者の早期退院となり、今まで以上に重度者が早期退院してくることは明らかです。とはいえ、重度者を受け入れる特養もすぐには入所できず、在宅では地域に十分なサービスが整備されているかという、十分ではないという現状です。地域包括ケアを推進させていくことは必要ですが、地域格差がでてしまうことも考えなければならぬことです。

つまり、今回の改正には在宅で生活をする高

齢者の支援が主たるテーマとなっているようです。

在宅で介護の必要な高齢者が生活をしていくなかで問題となるのが、24時間体制での介護サービスです。

そのために今回の改正では、次のようなことも論じられています。

定期巡回・随時対応サービスに特養・老健が参入するような人員基準の変更による対応により、24時間サービスの充実をはかるなども論じられています。

また、小規模多機能型居宅介護における訪問介護の強化、居宅介護支援事業所のカマナが、小規模多機能型居宅介護に移っても引き続き担当カマナジャーとしてかわることができるとのことです。

このような改正に対して、これからは今以上に、カマナジャーの力量が試されるようになるのは必然のことになります。

そのことが、今回の「課題整理総括表」・実務研修受講試験要件の見直し・研修制度の見直し・現場における実務研修の導入につながっているかと思われます。

私達カマナジャーは、より一層の質の向上を求められます。地域のフォーマル・インフォーマルな社会資源を見つけ出し、有効な利用をしていくための準備に入ることが、今の私達に求められているような気がいたします。

目次

巻頭言.....	1
福マネットリレー“結”.....	2
南相馬市の今 ～少しずつ前を向いて～.....	2
相談支援専門職チームの活動と 今後の進む方向について.....	3
研修制度の変更について.....	4

ハイライト

- ◆福マネットリレー“結”
- ◆震災から3年半、南相馬市の包括職員が現状を伝えます。
- ◆千葉会長から相談支援専門職チームの今後の活動について伝えます。
- ◆再来年から変わる研修の概要を伝えます。

福マネット リレー

結

指定居宅介護支援事業所
「もりえの」

石川 宏

大きく振り払われた手と嫌悪な表情から私の関わりを強く拒否する表現であることに間違いなかった。私は看護師になって間もないころに関わっていたA氏は自発呼吸が困難な状態となり、気管切開・人工呼吸器が必要であった。元来、温かな方であったようだが、私の前にその姿はなかった。その当時の私は、A氏に関わるというより、A氏に装着されている人工呼吸器に関わっていたと言った方が正直なところである。私はA氏の人工呼吸器に関わることが恐怖であり出来れば関わりを避けたいとさえ思っていたのだ。その当時を振り返る度に保健・医療・福祉分野に携わるものとして、なんとも恥ずべき姿であると猛省するばかりである。A氏との関係改善には数ヶ月を要した。その改善のきっかけは、A氏から「自宅のお風呂に入りたい」との要望があがったことにある。上肢・下肢の協力動作は得られるものの、人工呼吸器が装着されている状況から、私は「出来るはずがない」という思いが強かったが、同僚看護師の導きや支えもあり、自宅浴槽での入浴に向け準備が始まった。A氏の健康状態・心身機能の評価、自宅浴室環境のチェック、主治医の確認、人工呼吸器メーカー・電力会社へのトラブル時の対応依頼等、リスク管理とA氏の要望実現との隙間を埋めるようマネジメントを行った。入浴当日、看護師複数名で対応した。トラブルも多少あったが予測と対応可能な範疇で済み、自宅浴槽での入浴を達成することが出来た。その時、A氏の笑顔をはじめて見たのと同時に表情と口の動きでわかる「ありがとう」を伝えてもらった。その後も定期的に自宅での入浴を実施

しながら徐々にA氏との心の距離が縮まっていくのを実感することが出来た。人工呼吸器が装着されているA氏に関わるのではない、A氏の生活そのものに関わらせてもらうという根本によろしく気づきながら、A氏とA氏の妻との貴重な時間を過ごした。時には、3人でA氏の自宅縁側に座り庭先の柿の木を眺めながらお互いに緩やかな時間を過ごすことも出来た。A氏の最期の病床時に、A氏の妻から電話があった。A氏が会いたいと言っているので病床に来てほしいというものであった。その最期の面会時にA氏とA氏の妻から、これまでの関わりに対する感謝の言葉をいただいた。感謝の言葉を伝えるべきは明らかに私のほうであった。A氏とA氏の妻との出会いと関わりは、今の私の介護支援専門員としての根幹となっているのである。

平成24年4月、多くの方々のご支援を得ながら居宅介護支援事業所を開設出来たのは、出会いの中から学んだ「専門職としての根本たる姿勢や感謝の気持ち」が後押ししてくれたものと感じている。

当事業所の歩みは始まったばかりであるが、同じ志を共有する仲間と共に真のソーシャルワークを駆使し、自立支援・目標達成型のケアマネジメントを実践していくことが最たる目標である。



南相馬市の今 ~少しずつ前を向いて~

原町東地域包括支援センター

飯島 直美

震災から3年と6ヶ月が過ぎようとしています。地震、津波、そして原発事故が、一瞬のうちにこれまでの生活を変えてしまいました。もう3年も経ったんだから……と言われることがあります、今こうして何事もなく生活しているようでも、やっぱり震災前とは明らかに違うのです。

南相馬市は原発からの距離数で様々な区域に分断されてしまいました。数km南下すれば、ガレキやつぶれた車を未だに目にします。3年経っても何も変わらない風景に、復興しているのかどうか不思議な気持ちになります。

そんな中、介護保険に関する事で前に進んだことがあります。ずっと震災特例法を継続し、更新の認定調査ができませんでしたが、今年度より多くの方にご協力いただきながら更新手続きが始まりました。認定結果が大きく変わってしまう方もおり、再調査の相談もありますが、「良くなったってことだね。」と前向

きにとらえてくださり、嬉しく感じます。

また、この地域だけではないのですが、スタッフ不足は深刻な問題です。サービスを選択できない状況や、施設サービスの待機者は増えるばかりです。ケアマネジャー数は震災前の半分ほどになっており、認定調査が始まったことで、皆さんさらに厳しい勤務状況になっていると思いますが、健康な心と体を維持しながら、少しずつ、この地域ならではの利用者支援ができるよう、前に進んでいきたいと思っています。



相談支援専門職チームの活動と 今後の進む方向について

会長 千葉喜弘



福島県相談支援専門職チームの活動が始まり3年6ヶ月が経過しました。これまでに、700名超の方々が活動に登録され延べ2000人の専門職が地域活動を展開し9000人を超える被災者への支援が行われています。それ以外に本協会の独自活動として、訪問調査の支援は600件を超え、支援者間の情報交換のためのメーリングも2000件を超えています。

あの大震災後の支援を振り返って反省すべき点と支援の有効性を判断して、新たな災害発生時には、効果的な活動ができることを願って「福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会」が設立されました。福島県の6課と地方振興局と保健福祉事務所、県社会福祉協議会、そして、県内の施設団体と専門職団体の12団体が加入しています。特に他県との違いは、理学療法士・作業療法士のセラピスト団体が参画していることです。

支援が必要とされる大規模災害時にバラバラに活動することなく、他専門職がチームを組んで被災地や避難所・福祉避難所に派遣される仕組みとなっています。

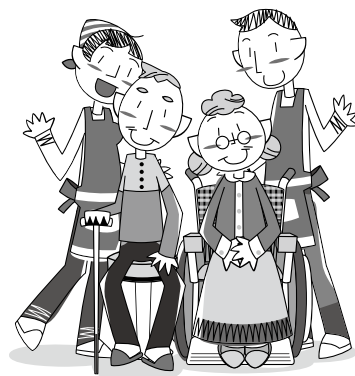
8月22日には、同協議会主催による講演会とシンポジウムが開催されました。その中でも、普段から顔の見える関係づくりが大切なこと。コーディネーターの養成が必要なこと。タイムリーな情報共有と指揮命令系統の確立が必要なこと。そして、長期化した被災者支援では、一般ボランティア活動は依存関係を形成しやすいが、ソーシャルワーカー等の専門職は、依存関係を形成しない支援ができることなども指摘されていました。国に対してはこのネットワーク協議会が有益に活動できるようにと以下の提言も出されています。

『災害時に避難所や福祉避難所において、被災地

方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師などの福祉・介護等の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者（高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児など）に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築すること。』—北海道東北地方知事会の提言等について（平成26年7月）より抜粋—。

今もなお、避難生活を強いられている方々への復興支援の専門職チーム活動から、今後は、各団体間や事業所間との協定締結を進め、専門職がスムーズに支援活動に参加できる体制づくりや派遣システムの構築に取り組んでいく事となります。

本協会の会員の皆様にも、できる限り派遣メンバーに登録していただき、災害発生時には、被災者支援にチームを組んで迅速に対応できる福祉トリアージ部隊の活躍に貢献していただければと思います。

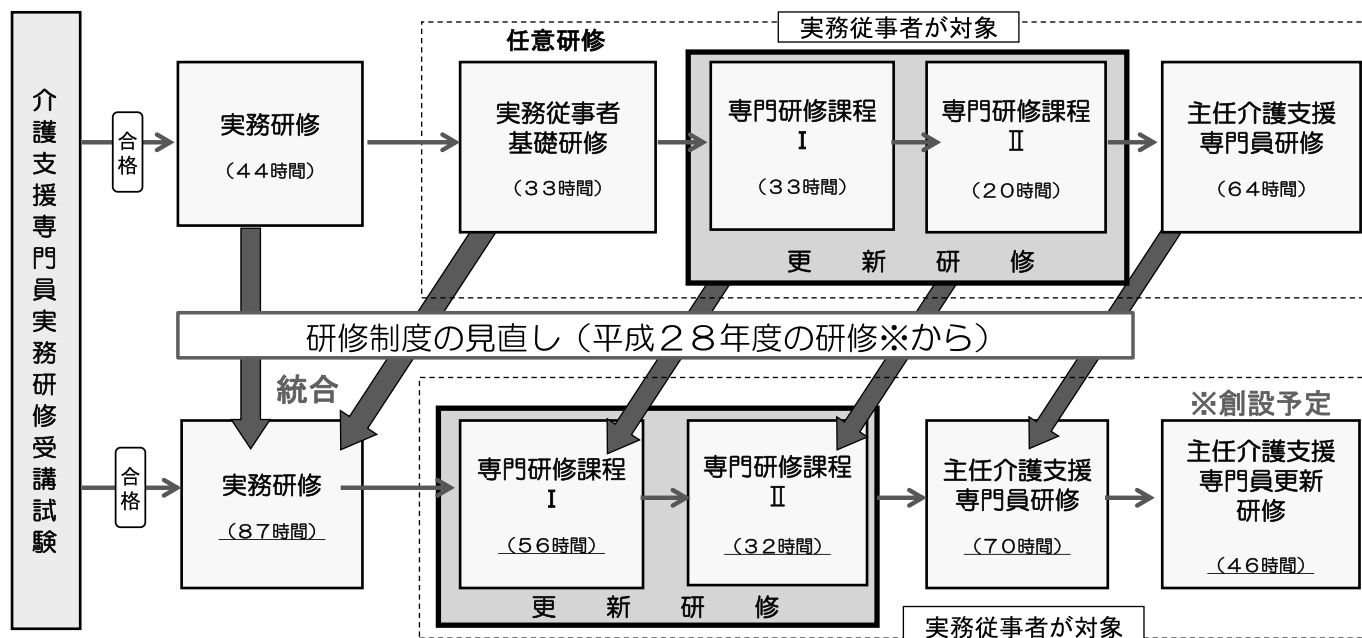


平成28年度より介護支援専門員の研修制度が変更されます

平成28年4月1日より介護支援専門員研修制度が見直しされます。

具体的には実務研修と実務従事者基礎研修の「統合」や主任介護支援専門員更新研修の「創設」などに加え、実務研修・更新研修・主任介護支援専門員研修のカリキュラムが見直しとなっています。

(下図を参照)



※実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

介護支援専門員研修の見直しにあたっては、受講者が研修内容を理解されているのか確認する為、研修修了時の修了評価も実施されることとなります。

今後も介護支援専門員を取り巻く環境はめまぐるしく変化していくことが予想されます。今後の動向に注目をしていきたいと思えます。

会 員 数

(平成26年9月30日現在)

地 域	合計 ID	地 域	合計 ID
福島市介護支援専門員連絡協議会	176	全会津介護支援専門員協会	363
福島県伊達介護支援専門員連絡協議会	148	原町方部介護支援専門員連絡協議会	48
安達地方介護支援専門員連絡協議会	93	相馬方部介護支援専門員連絡協議会	42
郡山市介護支援専門員連絡協議会	172	いわき市介護支援専門員連絡協議会	117
石川地方介護支援専門員連絡協議会	96	双葉北	6
すかがわ介護支援専門員協議会	83	双葉南	51
田村地方介護支援専門員連絡協議会	111		
福島県県南地域介護支援専門員協会	215	合 計	1721

発 行：一般社団法人 福島県介護支援専門員協会

会 長：千葉喜弘

事務局：郡山市亀田二丁目19番地14号 チャレンジビル2階

TEL 024-924-7200 FAX024-924-7202 <http://www.fcma.jp>

広報グループ：藤江 眞明 仁井田 義弘 貝沼 勝敏 伊東 靖裕 国分 達弥

鹿山 奈美 丹内 美樹男 野内三香子